

IV その他の支援

1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

(4) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税における対応 <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用することができる等の措置が受けられます。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響によって、新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築を行った住宅への入居が遅れたこと</p> <p>②一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築に係る契約を行っていること</p> <p>③令和4年12月末までの間に②の住宅に入居していること</p> <p>※確定申告時に、「契約の時期を確認する書類（請負契約書の写し、売買契約書の写し）」などとともに、「入居が遅れたことを証する書類」を税務署に提出する必要があります。</p> <p>※詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。</p> ・ 個人住民税における対応 <p>所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。</p>
問い合わせ先	<p>津山税務署（所得税に関すること）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。）</p> <p>（電話）0868-22-3147</p> <p>津山市税務部課税課市民税係（個人住民税に関すること）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p> <p>（電話）0868-32-2015</p>